横浜市市税条例の一部改正(令和2年7月分)

税目·改正項目		改正案の内容
全ての税目	申告・納付等 に関する期 限の延長規 定の整備	〇 申告・納付等に関する期限の延長規定の整備 [市税条例第 18 条]
		地方税法又は横浜市市税条例に定める申告・納付等について、災害等によ
		りその行為をすることができない場合、納税者等からの申請により、その期
		限を延長することができます。
		現行の規定では、申告・納付等の期限から90日以内を限度として延長する
		ことができますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものなど、申告・
		納付等をすることができない理由が相当の期間にわたって継続する場合にも 対応するため、その理由がやんだ日から90日以内の期限の延長ができるよう
		改正します。
		<参考>改正のイメージ
		【現 行】
		地震等 申告・納付等 延長後の
		(理由発生) の期限 期限
		【改正案】
		***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		の影響により事業所閉鎖 (理由発生) 長期間継続
		 → 延長後の
		 (新型コロナウイルス感染症の影響により申告・納付等をできない理由(例))
		○ 経理担当部署の社員の方の感染などにより当該部署を相当の期間、
		│ ○ 感染拡大防止のための在宅勤務等により通常の業務体制が維持でき
		ない場合
		の延長が可能です。
		現 行 改 正 案
		申告・納付等の期限から 90 日 ○ 以内(特別徴収義務者については、 申告・納付等をすることができない □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		30 日以内) の延長 理由のやんだ日から 90 日以内 の延長
		【適用】条例の施行の日以後に申請があったものから適用